

各位

一般社団法人 静岡県剣道連盟  
会 長 二橋 高弘

## 剣道三段以下審査会要項

| 期 日                  | 受付時間 (全段同一時刻受付) |                      |
|----------------------|-----------------|----------------------|
|                      | 沼津会場            | 初段・二段 8時30分～9時00分    |
| Aブロック<br>令和8年2月1日(日) | 富士会場            | 初段・二段・三段 8時30分～9時00分 |
|                      | 静岡会場            | 初段・二段 8時30分～9時00分    |
|                      | 藤枝会場            | 初段・二段・三段 8時30分～9時00分 |
| Bブロック<br>令和8年2月8日(日) | 磐田会場            | 初段・二段・三段 8時30分～9時00分 |
|                      | 浜松会場            | 初段・二段 8時30分～9時00分    |

※ 受付時間前の会場入場はできません。 ※二次審査のみの受審者も上記時間厳守すること。

## 2 審査会場

|                       |     |                                                  |       |
|-----------------------|-----|--------------------------------------------------|-------|
| A<br>ブ<br>ロ<br>ッ<br>ク | 沼 津 | 沼津市総合体育館 (沼津市御幸町15-1 TEL 055-928-5231)           | 初段・二段 |
|                       | 富 士 | 富士市立富士体育館 (富士市御幸町8-1 TEL 0545-53-0900)           | 初段～三段 |
|                       | 静 岡 | 静岡県剣道連盟「養浩館」 (静岡市葵区宮前町 355番地 TEL 054-263-5428)   | 初段・二段 |
| B<br>ブ<br>ロ<br>ッ<br>ク | 藤 枝 | 藤枝市武道館 (藤枝市駅前3-21-1 TEL 054-641-1112)            | 初段～三段 |
|                       | 磐 田 | 磐田市総合体育館 (かぶとづか) (磐田市見付 4075-1 TEL 0538-32-4236) | 初段～三段 |
|                       | 浜 松 | 浜松市武道館 (浜松市中区西浅田 2-3-1 TEL 053-456-0314)         | 初段・二段 |

## 3 主 催 一般社団法人 静岡県剣道連盟

- 4 審査方法 (1) 第1次審査で実技(切り返し、地稽古)を課し、第2次審査で学科・日本剣道形を課す。  
 ◎ 学 科 「剣道三段以下学科問題」から出題する。当日の受審会場にて学科実施(事前作成は無し)  
 (学科問題は静岡県剣道連盟ホームページ 書式・通知文ダウンロードに掲載)

※学科問題の解答を日本語でできない受審者は申込時に地区剣道連盟に連絡すること。

- ◎ 日本剣道形 初段 太刀5本まで。 二段・三段 太刀7本まで。

- (2) 第1次審査合格者で第2次審査不合格の場合は、1年以内に1回に限り不合格科目を受審出来る。  
 ただし、第1次審査合格者で第2次審査棄権者は、理由の如何を問わず第1次審査も不合格とする。

☆ 受審上の注意 実技審査は中段で受審すること。(但し、身体に障害のある場合はこの限りではない。  
 予め診断書・障害者手帳等のコピーを地区連盟事務局に提出のこと。)

☆感染症予防がトラン(令和6年9月1日)により実施。実技では面マスク又はシールド着用すること。

- 5 資 格 (1) 本県剣道連盟登録会員であり、次の経過年数を経た者。  
 (県剣連登録がされていない受審者は下記6により手続きを済ませること)

| 受審段位 | 経 過 年 数                        | 年 令 ・ そ の 他 |
|------|--------------------------------|-------------|
| 初 段  | 一級合格後3ヶ月以上                     | 満13才以上の者    |
| 二 段  | 初段合格後1年以上(令和7年2月末日以前に初段を取得した者) |             |
| 三 段  | 二段合格後2年以上(令和6年2月末日以前に二段を取得した者) |             |

※ 年令基準日は審査当日。

尚、満18才以上の者で初段受審の希望者は、前項経過年数を経ずして1級と初段を同時に受審することができる。但し、受審料は、1級と初段の累計額、合格時の証書料、登録料も、1級と初段の累計額とする。

※資格期間未達者が合格した場合、全剣連登録が不可能で合格取り消しとなります。

(自己の責任において受審資格を必ず確認し申込をすること)

- (2) 永年国外居住等「特段の事由」による特例受審については地区剣道連盟に問合せること。

## 6 受審料・証書料・その他(登録の手続き) 次表のとおり。

| 段 位                                                                                                                    | 受 審 料(円) | 合格時納入額(円)【銀行振込】 |        |        | そ の 他 (登録の手続き)                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------|--------|--------|-------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                        |          | 証 書 料           | 有段者登録料 | 計      |                                                                         |
| 初 段                                                                                                                    | 3,400    | 7,330           | 4,320  | 11,650 | ※ 静岡県に登録のない受審者は、所属地区連盟に登録料を納入し会員番号を取得後、受審のこと。<br>(登録料等は所属地区連盟に問い合わせのこと) |
| 二 段                                                                                                                    | 4,500    | 11,000          |        | 11,000 |                                                                         |
| 三 段                                                                                                                    | 5,600    | 14,700          |        | 14,700 |                                                                         |
| ※ 合格者は審査日から10日間以内に当日配付する「払込取扱票」にて上表の証書料(初段は有段者登録料を含め)を振り込むこと。<br>※1級と初段同時受審の場合、受審料5,700円<br>証書料11,730円 有級・有段者登録料7,560円 |          |                 |        |        | ※ 1級・初段同時受審者は1級合格後、<br>有級者登録を行うこと。<br>(有級者登録料 3,240円)                   |

※審査日時時点で満70歳以上の証書料及び有段者登録料は半額。

## 7 申込み

- (1) 申込み方法 受審者は、所定申込書と個人票に受審料を添え所属する地区連盟に申し込むこと。  
(県剣連審査事務担当者への申込みは各地区連盟事務局からの一括申込み以外は受け付けない。)

### (2) 申込書

- ① 1、所定申込書 2、個人票（受審段位別に色分けした票）の2部を同時提出により申込みする。
- ② 個人票は全ての記入欄に楷書で正しく記入し、特に氏名は旧漢字使いに注意しフリガナを付けて、年令・男女別も明記すること。受審者自らが記入し、代筆しないこと。（代筆による誤記入が多いため。）
- ③ 前段合格時と姓が変わった場合は必ず（ ）で旧姓を記入すること。
- ④ 前段合格時の年月日、登録番号を必ず記入のこと。記入のない者、誤記入の者（虚偽となる）は、無資格者として、書類返却等により受審を認めない。（申込み受付時地区連盟事務局でチェックする。）
- ⑤ 他府県からの転入者及び前段を他府県で受領した者は前段位の証書の写し（受領県名を記入すること）又は、段位証明書を必ず提出すること。この手続きが無いものは申込書を受理しない。（合格までその都度添付）
- ⑥ 再受審者は、申込用紙の備考欄に前回不合格科目を記し個人票に「赤」で二次欄〇印をし一次合格会場も明記。
- ⑦ 前段を外国で取得した者は、全剣連の登録の確認後受審のこと。申込み前に所属地区連盟は県剣道連盟に問い合わせること。この手続きが無い者は申込書を受理しない。
- ⑧ 申込み後に受審を取り消した場合は、理由のいかんを問わず、受審料の返還はしないので申込みに注意のこと。
- ⑨ 表記5資格の欄で資格のない者が受審・合格した場合は合格を取り消し、受審料等その他の返金は一切しない。
- ⑩ 受審会場は下記一覧表による。会場を変更しての受審は特別の事由に該当し、手続きによる者以外はできない。

### (3) 地区連盟申込み締切日及び申込先住所（各地区連盟で記入下さい。）

申込み締切日 **令和7年12月20日（土）午後1時～4時 時間厳守**

※ 申込み当日お越しになれない方は12月16日（火）10時～14時・夜間18時半～20時半  
18日（木）10時～14時 事務室にてお預かり致します。

申込先 浜松剣道連盟

住所 浜松市中央区鳴江3丁目64-21 TEL 053-451-1280

三段以下の各審査会場と受審各地区連盟の一覧表

| 区 分               | 審 査 会 場 | 審 査 種 別 | 受 審 各 地 区 剣 道 連 盟                         |
|-------------------|---------|---------|-------------------------------------------|
| A<br>ブ<br>ロ<br>ック | 沼 津 会 場 | 初段二段審査会 | 賀茂・伊豆東・沼津市・三島・裾野市・御殿場市<br>※ 三段受審者は富士会場へ   |
|                   | 富 士 会 場 | 三段以下審査会 | 富士市・富士宮<br>(賀茂・伊豆東・沼津市・三島・裾野市・御殿場市の三段受審者) |
|                   | 静 岡 会 場 | 初段二段審査会 | 静岡市<br>※ 三段受審者は藤枝会場へ                      |
| B<br>ブ<br>ロ<br>ック | 藤 枝 会 場 | 三段以下審査会 | 焼津市・藤枝・島田・榛南（静岡市の三段受審者）                   |
|                   | 磐 田 会 場 | 三段以下審査会 | 小笠・袋井・磐田・御前崎市（浜松市の三段受審者）                  |
|                   | 浜 松 会 場 | 初段二段審査会 | 浜松 ※ 三段受審者は磐田会場へ                          |

※ 賀茂・伊豆東・沼津市・三島・裾野市・御殿場市の三段受審希望者は富士会場にて受審のこと。

※ 静岡市の三段受審希望者は藤枝会場、浜松市の三段受審希望者は磐田会場にて受審のこと。

※ 静岡会場は、護国神社の駐車場は使用できません。近隣の有料駐車場の利用又は公共交通機関で来館して下さい。

※ 隣接する施設への無断駐車は、絶対しないこと。

### 【安全対策】

- (1) 受審者は事前に準備運動を十分に行うと共に竹刀等用具点検を自己責任で行い事故防止に万全を期すこと。
- (2) 事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして、救急車又は病院の手配をする。
- (3) 県剣連は受審者全員1日傷害保険に加入するが、この保険は会場内事故に対する保険であり、往復途上は含まれない。
- (4) 事故発生の場合、各人の健康保険で対応するので、健康保険証又は写しを持参すること。

### 【個人情報保護法への対応】

申込書に記載される個人情報（所属連盟・氏名・住所・生年月日・年齢・称号・段位・職業等）は静岡県剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。尚、所属連盟・氏名・年齢・段位等の最小限の個人情報は必要の都度目的に合わせ、公表媒体（掲示用紙、ホームページ、広報）に公表することがある。

更に剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- ◎ 各地区連盟事務局は、貴連盟所属の該当者（学校、剣道教室、道場等）に、本要項、申込書、個人票の配布を願います。
  - ◎ 各地区連盟事務局は、上記申込書、個人票に記入漏れ、誤記入等不備のないことを確認受付し、申込みをまとめ受審料を添えて下記審査事務担当者へ送付してください。（三段受審者分は、下記★印の審査事務担当者へ送付してください。）
  - ◎ 学科問題の解答を日本語で出来ない受審者からの申込を受けた場合、県剣連に連絡願います。
- ☆ 各地区連盟事務局からの審査事務担当者への送付締切期日

Aブロック、Bブロック共 **令和7年12月27日（土）厳守**

|                   |         |            |                     |           |               |
|-------------------|---------|------------|---------------------|-----------|---------------|
| A<br>ブ<br>ロ<br>ック | 沼 津 会 場 | 〒 410-0312 | 沼津市原1721-54         | 栗 田 博 庸   | 090-1298-2749 |
|                   | 富 士 会 場 | 〒 417-0801 | ★富士市大淵4529-5        | 福 原 洋 之   | 080-6921-9429 |
|                   | 静 岡 会 場 | 〒 420-0914 | 静岡市葵区西瀬名町 22-26-303 | 祢 次 金 守   | 080-9110-1620 |
| B<br>ブ<br>ロ<br>ック | 藤 枝 会 場 | 〒 425-0051 | ★焼津市田尻北1556         | 長 谷 川 匡 哉 | 090-1567-0935 |
|                   | 磐 田 会 場 | 〒 438-0805 | ★磐田市池田580-1         | 大 原 浩 之   | 0538-35-8005  |
|                   | 浜 松 会 場 | 〒 433-8122 | 浜松市中区上島5-16-33      | 岩 永 隆 弥   | 053-523-8837  |